

# 兵庫県公報

平成30年7月31日 火曜日 第3024号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 平成20年兵庫県告示第452号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	4
○ 都市公園の区域変更（公園緑地課）	7
○ 兵庫県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託（住宅管理課）	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	8
<b>公 告</b>	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 同上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	10
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	22
<b>病院局公告</b>	
○ 県立丹波医療センター（仮称）整備事業に係る太陽光発電事業者選定に関するプロポーザルの実施	22
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	24

## 告 示

### 兵庫県告示第697号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成30年7月31日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	歯まん	アルゴ・ピクチャーズ
同	白衣絶頂 夜の天使たち	新東宝映画
同	変態おやじ ラブ・ミー！イッてんだあ～	オーピー映画

同	性鬼人間第二号 イキナサイ	オーピー映画
同	絶倫探偵 巨乳を追い!	オーピー映画



**兵庫県告示第698号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
高砂工業所長 落 合 計 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号イ 縮合反応施設		ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2 15号イ 廃ガス洗浄施設	
能	力	38,000 L		12,800m <sup>3</sup> N/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後6箇月		着手後2.5箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		な し		同 左	
使用時において当該特定施設から	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6~7	6~7	5~9	5~9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	165	200	32未満	32
	浮遊物質 (単位 mg/L)	55	80	420未満	420
	窒素含有量 (単位 mg/L)	8	8	6.9未満	6.9

排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	1.5	1.5	0.3未満	0.3
	セレン及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	0.001未満	0.01
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	—	—	0.0007未満	0.0014
	塩化ビニルモノマー (単位 mg/L)	1.7	1.7	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	—	—	2.1未満	2.1
	ダイオキシン類 (単位 pg-TEQ/L)	—	—	13,800未満	13,800
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		141以下	141	48未満	48

備考 既存特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年 7月31日から同年 8月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第699号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ作成（地図情報レベル500））
- 2 作業期間  
平成30年 6月26日から同年10月15日まで
- 3 作業地域  
神戸市東灘区向洋町東地先から長田区南駒栄町地先まで



兵庫県告示第700号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成30年 2月 7日から同年 3月20日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部



**兵庫県告示第701号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山桜台(5)Ⅱ (115000202)	宝塚市中山桜台七丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
売布きよしガ丘(2)Ⅰ (115000203)	宝塚市売布きよしガ丘（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山台(2)Ⅰ (115000204)	宝塚市中山台一丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
平井(6)Ⅰ (115000205)	宝塚市平井四丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
ふじヶ丘(1)(2)Ⅰ-1 (115000206)	宝塚市ふじガ丘（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
平井東谷Ⅲ (215000058)	宝塚市山手台東四丁目（別図6のとおり）	土石流
平井西谷Ⅲ (215000059)	宝塚市山手台東四丁目（別図7のとおり）	土石流

（別図1から別図7までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第702号**

平成20年兵庫県告示第452号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

ふじヶ丘(1)(2)Ⅰ（115000084）の項中別図29、雲雀丘(5)Ⅰ（115000108）の項中別図48、御殿山(1)Ⅰ（115000122）の項中別図62、御殿山(2)(1)Ⅰ（115000124）の項中別図64を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第703号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

中山五月台(2) I (115000056)	宝塚市中山五月台七丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
中山五月台(1) III (115000057)	宝塚市中山五月台七丁目 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
中山五月台(2) III (115000058)	宝塚市中山五月台七丁目 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
切畑 I (115000059)	宝塚市中山五月台六丁目 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中山五月台(3) I (115000060)	宝塚市中山五月台七丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
中山桜台 II (115000062)	宝塚市中山桜台七丁目 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中山桜台(4) I (115000063)	宝塚市中山桜台六丁目 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
中山桜台(3) I (115000065)	宝塚市中山桜台五丁目 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中山桜台(1) I (115000066)	宝塚市中山桜台三丁目 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
中山台 I (115000067)	宝塚市中山台一丁目 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
中筋 I (115000070)	宝塚市中筋山手五丁目 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
山本台 I (115000073)	宝塚市山本台三丁目 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
山手台東(3) III (115000075)	宝塚市山手台東一丁目 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
平井(2) I (115000077)	宝塚市平井一丁目 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
平井(3) I (115000078)	宝塚市平井一丁目 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
平井(1) I (115000081)	宝塚市平井二丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
中山寺 III (115000083)	宝塚市中山寺二丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
ふじヶ丘(1)(2) I (115000084)	宝塚市ふじヶ丘 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
ふじヶ丘 I (115000086)	宝塚市ふじヶ丘 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
長尾台(2)(1) I (115000087)	宝塚市長尾台二丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

長尾台(5) I (115000090)	宝塚市長尾台一丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
つつじヶ丘(3) I (115000092)	宝塚市花屋敷つつじガ丘 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
つつじヶ丘(2) I (115000094)	宝塚市花屋敷つつじガ丘 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
長尾台(4) I (115000095)	宝塚市長尾台一丁目 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
雲雀丘山手(2) I (115000096)	宝塚市雲雀丘山手二丁目 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
雲雀丘山手(2)(1) I (115000097)	宝塚市雲雀丘山手二丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
長尾台(2) I (115000098)	宝塚市長尾台一丁目 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
雲雀丘山手(3) I (115000099)	宝塚市雲雀丘山手二丁目 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
つつじヶ丘(4) I (115000101)	宝塚市花屋敷つつじガ丘 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
松ヶ丘 I (115000103)	宝塚市花屋敷松ガ丘 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
荘園(1) I (115000104)	宝塚市花屋敷荘園二丁目 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
荘園(2) I (115000105)	宝塚市花屋敷荘園三丁目 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
荘園(2)(1) I (115000106)	宝塚市花屋敷荘園三丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
雲雀丘(5) I (115000108)	宝塚市雲雀丘二丁目 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
雲雀丘(2) I (115000109)	宝塚市雲雀丘三丁目 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
御殿山(1) I (115000122)	宝塚市御殿山四丁目 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
御殿山(2)(1) I (115000124)	宝塚市御殿山四丁目 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
桜ヶ丘(2) I (115000125)	宝塚市川面 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
桜ヶ丘(1) I (115000126)	宝塚市桜ガ丘 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
清荒神(2) II (115000130)	宝塚市清荒神五丁目 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり

清荒神 I (115000132)	宝塚市清荒神五丁目 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
泉ヶ丘(2) I (115000134)	宝塚市泉ガ丘 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
売布きよしヶ丘 I (115000135)	宝塚市売布山手町 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
中山寺 I (115000137)	宝塚市売布四丁目 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
山本西 I (115000194)	宝塚市山本西一丁目 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
平井(5) I (115000196)	宝塚市平井一丁目 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
つつじヶ丘(1) I (115000198)	宝塚市花屋敷つつじガ丘 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
売布きよしガ丘(2) I (115000203)	宝塚市売布きよしガ丘 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
中山台(2) I (115000204)	宝塚市中山台一丁目 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
平井(6) I (115000205)	宝塚市平井四丁目 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり

(別図 1 から別図50までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第704号**

兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）第 2 条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更する。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称  
兵庫県立三木総合防災公園
- 2 所在地  
三木市志染町御坂、三津田及び窟屋
- 3 区域  
次の図に示す区域

（「次の図」は省略し、その図面を兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課及び北播磨県民局加東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 4 区域変更の期日  
平成30年 7月31日



**兵庫県告示第705号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次のとおり兵庫県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を委託した。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称  
兵庫県営住宅家賃
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県営住宅の退去者に係る滞納家賃の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
  - (1) 東京都港区芝浦 3丁目16番20号  
ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 小 林 英 利
  - (2) 大阪市北区西天満 2丁目 8番 1号  
長野総合法律事務所 弁護士 山 西 美 明
- 4 委託年月日  
平成30年 4月 1日
- 5 収納の方法
  - (1) 収納受託者は、兵庫県営住宅家賃の収納をするときは、その権限があることを示す委託証明書（出張して収納するときは身分証票）を納入義務者に示すものとする。
  - (2) 収納受託者は、兵庫県営住宅家賃を収納したときは、納入義務者に領収書を交付するものとする。
  - (3) 収納受託者は、収納した現金を一月分まとめて、翌月20日までに、納付書により指定金融機関に払い込むものとする。



**兵庫県告示第706号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1項第 5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1課において縦覧に供する。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29中播位置 0004号	30. 7. 19	たつの市新宮町新宮字横枕512番 1の一部	4. 50	22. 70

**公 告**

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4条第 1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千谷(12) I (141020316)	美方郡新温泉町千谷（別図 1 とおり）	急傾斜地の崩壊
天神(2) I (141020317)	美方郡新温泉町細田（別図 2 のとおり）	急傾斜地の崩壊



稲負谷(2) I (141020318)	美方郡新温泉町湯 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
歌長(21) II (141020319)	美方郡新温泉町歌長 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成30年8月8日(水)から同月22日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課  
〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4
  - (3) 提出期限  
平成30年8月22日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第405号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
天神 I (141020015) の項中別図15、稲負谷 I (141020016) の項中別図16、千谷 I (141020027) の項中別図27、宮脇 I (141020028) の項中別図28、井土(2) I (141020061) の項中別図61、宮脇(3) III (141020218) の項中別図218を次の図面のとおり改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成30年8月8日(水)から同月22日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課  
〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4
  - (3) 提出期限  
平成30年8月22日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月22日(月)までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成27年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

歌長(20)Ⅱ（141020308）の項中別図71を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年 8月 8日（水）から同月22日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

(3) 提出期限

平成30年 8月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桧尾① I (141020001)	美方郡新温泉町桧尾（別図 1 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
仁蓮寺 I (141020005)	美方郡新温泉町熊谷（別図 2 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
金屋(1) I (141020006)	美方郡新温泉町金屋（別図 3 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり

今岡 I (141020008)	美方郡新温泉町今岡 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
高山 I (141020013)	美方郡新温泉町歌長 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
天神 I (141020015)	美方郡新温泉町細田 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
稲負谷 I (141020016)	美方郡新温泉町湯 (別図 7 の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
切畑 I (141020019)	美方郡新温泉町切畑 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
丹土 I (141020020)	美方郡新温泉町丹土 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
鐘尾(1)① I (141020025)	美方郡新温泉町鐘尾 (別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
鐘尾(2) I (141020026)	美方郡新温泉町鐘尾 (別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
千谷 I (141020027)	美方郡新温泉町千谷 (別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
田中 I (141020029)	美方郡新温泉町岸田 (別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
海上 I (141020032)	美方郡新温泉町海上 (別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鐘尾(1)② I (141020033)	美方郡新温泉町鐘尾 (別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
栃谷口(1)② I (141020037)	美方郡新温泉町熊谷 (別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
千谷(2) I (141020038)	美方郡新温泉町千谷 (別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
千谷(4) I (141020040)	美方郡新温泉町千谷 (別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
内山(1) I (141020041)	美方郡新温泉町内山 (別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
内山(3) I (141020043)	美方郡新温泉町内山 (別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
海上(2) I (141020044)	美方郡新温泉町海上 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
鐘尾(3) I (141020046)	美方郡新温泉町鐘尾 (別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
竹田(1) I (141020047)	美方郡新温泉町竹田 (別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

竹田(2) I (141020048)	美方郡新温泉町竹田(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
千原(2) I (141020049)	美方郡新温泉町竹田(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
竹田(3) I (141020050)	美方郡新温泉町竹田(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
竹田(4) I (141020051)	美方郡新温泉町竹田(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
竹田(5) I (141020052)	美方郡新温泉町竹田(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
竹田(6) I (141020053)	美方郡新温泉町竹田(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
竹田(7) I (141020054)	美方郡新温泉町竹田(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
今岡(2) I (141020059)	美方郡新温泉町今岡(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
井土(1) I (141020060)	美方郡新温泉町井土(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
井土(2) I (141020061)	美方郡新温泉町井土(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
井土(3) I (141020062)	美方郡新温泉町井土(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
細田(2) I (141020063)	美方郡新温泉町細田(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
細田(3) I (141020064)	美方郡新温泉町細田(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
細田(4) I (141020065)	美方郡新温泉町細田(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
細田(5) I (141020066)	美方郡新温泉町細田(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
細田(6) I (141020067)	美方郡新温泉町細田(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
湯(2) I (141020068)	美方郡新温泉町湯(別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
湯(3) I (141020069)	美方郡新温泉町湯(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
湯(4) I (141020070)	美方郡新温泉町湯(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
湯(5) I (141020071)	美方郡新温泉町湯(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり

湯(6) I (141020072)	美方郡新温泉町湯 (別図44の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
湯(8) I (141020074)	美方郡新温泉町湯 (別図45の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
湯(9) I (141020075)	美方郡新温泉町湯 (別図46の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
湯(11) I (141020077)	美方郡新温泉町湯 (別図47の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
湯(13) I (141020078)	美方郡新温泉町湯 (別図48の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
湯(14) I (141020079)	美方郡新温泉町湯 (別図49の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
湯(15) I (141020080)	美方郡新温泉町湯 (別図50の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
歌長(4) I (141020087)	美方郡新温泉町歌長 (別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
熊谷(7) I (141020091)	美方郡新温泉町熊谷 (別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
熊谷(1) I (141020092)	美方郡新温泉町熊谷 (別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
熊谷(2) I (141020093)	美方郡新温泉町熊谷 (別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
岸田(1) I (141020095)	美方郡新温泉町岸田 (別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
内山(5) II (141020099)	美方郡新温泉町内山 (別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
内山(6) II (141020100)	美方郡新温泉町内山 (別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
内山(7) II (141020101)	美方郡新温泉町内山 (別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
内山(8) II (141020102)	美方郡新温泉町内山 (別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
内山(9) II (141020103)	美方郡新温泉町内山 (別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
内山(10) II (141020104)	美方郡新温泉町内山 (別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
越坂(1) II (141020105)	美方郡新温泉町越坂 (別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
越坂(3) II (141020107)	美方郡新温泉町越坂 (別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり

越坂(4)Ⅱ (141020108)	美方郡新温泉町越坂(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
越坂(5)Ⅱ (141020109)	美方郡新温泉町越坂(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
海上(3)Ⅱ (141020110)	美方郡新温泉町海上(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
田中(2)Ⅱ (141020112)	美方郡新温泉町岸田(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
田中(3)Ⅱ (141020113)	美方郡新温泉町岸田(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
田中(4)Ⅱ (141020114)	美方郡新温泉町岸田(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
鐘尾(4)Ⅱ (141020116)	美方郡新温泉町鐘尾(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
千原(3)Ⅱ (141020117)	美方郡新温泉町千原(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
千原(4)Ⅱ (141020118)	美方郡新温泉町千原(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
千原(5)Ⅱ (141020119)	美方郡新温泉町千原(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
千原(6)Ⅱ (141020120)	美方郡新温泉町千原(別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
竹田(9)Ⅱ (141020121)	美方郡新温泉町竹田(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
竹田(10)Ⅱ (141020122)	美方郡新温泉町竹田(別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
竹田(11)Ⅱ (141020123)	美方郡新温泉町竹田(別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
竹田(12)Ⅱ (141020124)	美方郡新温泉町竹田(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
塩山(9)Ⅱ (141020140)	美方郡新温泉町塩山(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
今岡(3)Ⅱ (141020142)	美方郡新温泉町今岡(別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
今岡(4)Ⅱ (141020143)	美方郡新温泉町今岡(別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
今岡(5)Ⅱ (141020144)	美方郡新温泉町今岡(別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
井土(4)Ⅱ (141020145)	美方郡新温泉町井土(別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり

井土(5)Ⅱ (141020146)	美方郡新温泉町井土(別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
井土(6)Ⅱ (141020147)	美方郡新温泉町井土(別図85 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
細田(7)Ⅱ (141020148)	美方郡新温泉町細田(別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
細田(8)Ⅱ (141020149)	美方郡新温泉町細田(別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
湯(16)Ⅱ (141020150)	美方郡新温泉町湯(別図88の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
湯(17)Ⅱ (141020151)	美方郡新温泉町湯(別図89の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
湯(19)Ⅱ (141020153)	美方郡新温泉町湯(別図90の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
湯(20)Ⅱ (141020154)	美方郡新温泉町湯(別図91の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
桐岡(4)Ⅱ (141020156)	美方郡新温泉町桐岡(別図92 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
桐岡(5)Ⅱ (141020157)	美方郡新温泉町桐岡(別図93 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
丹土(2)Ⅱ (141020159)	美方郡新温泉町丹土(別図94 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
歌長(9)Ⅱ (141020163)	美方郡新温泉町歌長(別図95 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
歌長(13)Ⅱ (141020166)	美方郡新温泉町歌長(別図96 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
歌長(14)Ⅱ (141020167)	美方郡新温泉町歌長(別図97 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
歌長(15)Ⅱ (141020168)	美方郡新温泉町歌長(別図98 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
多子(1)Ⅱ (141020169)	美方郡新温泉町多子(別図99 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
多子(4)Ⅱ (141020172)	美方郡新温泉町多子(別図 100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
切畑(5)Ⅱ (141020178)	美方郡新温泉町切畑(別図 101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
春来(2)Ⅱ (141020180)	美方郡新温泉町春来(別図 102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
春来(3)Ⅱ (141020181)	美方郡新温泉町春来(別図 103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり

春来(4)Ⅱ (141020182)	美方郡新温泉町春来(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
春来(5)Ⅱ (141020183)	美方郡新温泉町春来(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
春来(7)Ⅱ (141020185)	美方郡新温泉町春来(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
熊谷(3)Ⅱ (141020190)	美方郡新温泉町熊谷(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
熊谷(4)Ⅱ (141020191)	美方郡新温泉町熊谷(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
熊谷(5)Ⅱ (141020192)	美方郡新温泉町熊谷(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
熊谷(6)Ⅱ (141020193)	美方郡新温泉町熊谷(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
熊谷(7)Ⅱ (141020194)	美方郡新温泉町熊谷(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
熊谷(11)Ⅱ (141020198)	美方郡新温泉町熊谷(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
伊角(2)Ⅱ (141020199)	美方郡新温泉町伊角(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
伊角(3)Ⅱ (141020200)	美方郡新温泉町伊角(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
伊角(6)Ⅱ (141020203)	美方郡新温泉町伊角(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
伊角(7)Ⅱ (141020204)	美方郡新温泉町伊角(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
伊角(8)Ⅱ (141020205)	美方郡新温泉町伊角(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
伊角(9)Ⅱ (141020206)	美方郡新温泉町伊角(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
伊角(11)Ⅱ (141020208)	美方郡新温泉町伊角(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
桧尾②Ⅱ (141020209)	美方郡新温泉町桧尾(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
岸田(2)Ⅱ (141020211)	美方郡新温泉町岸田(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
岸田(3)Ⅱ (141020212)	美方郡新温泉町岸田(別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
千谷(7)Ⅲ (141020215)	美方郡新温泉町千谷(別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり



宮脇(2)Ⅲ (141020217)	美方郡新温泉町宮脇(別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
宮脇(3)Ⅲ (141020218)	美方郡新温泉町宮脇(別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
鐘尾(5)Ⅲ (141020219)	美方郡新温泉町鐘尾(別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
千原(7)Ⅲ (141020220)	美方郡新温泉町千原(別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
千原(8)Ⅲ (141020221)	美方郡新温泉町千原(別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
千原(9)Ⅲ (141020222)	美方郡新温泉町千原(別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
千原(10)Ⅲ (141020223)	美方郡新温泉町千原(別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
千原(11)Ⅲ (141020224)	美方郡新温泉町竹田(別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
竹田(13)Ⅲ (141020225)	美方郡新温泉町竹田(別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
井土(7)Ⅲ (141020228)	美方郡新温泉町井土(別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
歌長(16)Ⅲ (141020230)	美方郡新温泉町歌長(別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
歌長(17)Ⅲ (141020231)	美方郡新温泉町歌長(別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
春来(12)Ⅲ (141020232)	美方郡新温泉町歌長(別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
春来(13)Ⅲ (141020233)	美方郡新温泉町歌長(別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
春来(14)Ⅲ (141020234)	美方郡新温泉町春来(別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり
熊谷(12)Ⅲ (141020235)	美方郡新温泉町熊谷(別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
桧尾④Ⅲ (141020237)	美方郡新温泉町桧尾(別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
千谷(9)Ⅱ (141020238)	美方郡新温泉町千谷(別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図141のとおり
越坂(6)Ⅱ (141020240)	美方郡新温泉町越坂(別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図142のとおり
宮脇(4)Ⅰ (141020242)	美方郡新温泉町宮脇(別図143のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図143のとおり

海上(4)Ⅲ (141020243)	美方郡新温泉町海上(別図144のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図144のとおり
海上(5)Ⅰ (141020244)	美方郡新温泉町海上(別図145のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図145のとおり
海上(8)Ⅱ (141020247)	美方郡新温泉町海上(別図146のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり
前(1)Ⅱ (141020249)	美方郡新温泉町前(別図147のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図147のとおり
前(2)Ⅰ (141020250)	美方郡新温泉町前(別図148のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図148のとおり
竹田(15)Ⅱ (141020254)	美方郡新温泉町竹田(別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図149のとおり
千原(9)Ⅰ (141020255)	美方郡新温泉町千原(別図150のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図150のとおり
千原(10)Ⅱ (141020256)	美方郡新温泉町千原(別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図151のとおり
塩山(12)Ⅱ (141020260)	美方郡新温泉町塩山(別図152のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図152のとおり
塩山(13)Ⅱ (141020261)	美方郡新温泉町塩山(別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図153のとおり
竹田(16)Ⅱ (141020264)	美方郡新温泉町竹田(別図154のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図154のとおり
竹田(17)Ⅱ (141020267)	美方郡新温泉町竹田(別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図155のとおり
岸田(6)Ⅱ (141020273)	美方郡新温泉町岸田(別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図156のとおり
岸田(7)Ⅱ (141020274)	美方郡新温泉町岸田(別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図157のとおり
今岡(6)Ⅱ (141020276)	美方郡新温泉町今岡(別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図158のとおり
井土(10)Ⅲ (141020278)	美方郡新温泉町井土(別図159のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図159のとおり
細田(9)Ⅱ (141020279)	美方郡新温泉町細田(別図160のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図160のとおり
湯(22)Ⅱ (141020280)	美方郡新温泉町湯(別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図161のとおり
湯(23)Ⅰ (141020281)	美方郡新温泉町湯(別図162のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図162のとおり
丹土(3)Ⅱ (141020284)	美方郡新温泉町丹土(別図163のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図163のとおり

丹土(4)Ⅱ (141020285)	美方郡新温泉町丹土(別図164のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図164のとおり
丹土(5)Ⅱ (141020286)	美方郡新温泉町丹土(別図165のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図165のとおり
湯(25)Ⅱ (141020291)	美方郡新温泉町湯(別図166のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図166のとおり
多子(7)Ⅱ (141020292)	美方郡新温泉町多子(別図167のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図167のとおり
今岡(7)Ⅱ (141020293)	美方郡新温泉町今岡(別図168のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図168のとおり
金屋(3)Ⅱ (141020294)	美方郡新温泉町金屋(別図169のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図169のとおり
湯(26)Ⅱ (141020296)	美方郡新温泉町湯(別図170のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図170のとおり
湯(27)Ⅱ (141020297)	美方郡新温泉町湯(別図171のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図171のとおり
湯(28)Ⅱ (141020298)	美方郡新温泉町湯(別図172のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図172のとおり
湯(29)Ⅰ (141020299)	美方郡新温泉町湯(別図173のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図173のとおり
丹土(7)Ⅱ (141020305)	美方郡新温泉町丹土(別図174のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図174のとおり
歌長(19)Ⅱ (141020306)	美方郡新温泉町歌長(別図175のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図175のとおり
歌長(20)Ⅱ (141020308)	美方郡新温泉町歌長(別図176のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図176のとおり
伊角(13)Ⅱ (141020310)	美方郡新温泉町伊角(別図177のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図177のとおり
切畑川Ⅰ (241020028)	美方郡新温泉町切畑(別図178のとおり)	土石流	別図178のとおり
内山南谷Ⅱ (241020008)	美方郡新温泉町内山(別図179のとおり)	土石流	別図179のとおり
小又川(1)Ⅰ (241020009)	美方郡新温泉町内山(別図180のとおり)	土石流	別図180のとおり
小又川(2)Ⅰ (241020010)	美方郡新温泉町内山(別図181のとおり)	土石流	別図181のとおり
内山北谷Ⅱ (241020011)	美方郡新温泉町内山(別図182のとおり)	土石流	別図182のとおり
千谷南谷Ⅱ (241020013)	美方郡新温泉町千谷(別図183のとおり)	土石流	別図183のとおり

長谷川 I (241020014)	美方郡新温泉町千谷 (別図 184のとおり)	土石流	別図184のとおり
隠尻川 I (241020017)	美方郡新温泉町鐘尾 (別図 185のとおり)	土石流	別図185のとおり
坂本川(2) I (241020020)	美方郡新温泉町鐘尾 (別図 186のとおり)	土石流	別図186のとおり
白谷西川 I (241020021)	美方郡新温泉町千原 (別図 187のとおり)	土石流	別図187のとおり
千原南谷 II (241020023)	美方郡新温泉町千原 (別図 188のとおり)	土石流	別図188のとおり
千原北中谷 II (241020024)	美方郡新温泉町千原 (別図 189のとおり)	土石流	別図189のとおり
寺谷川 I (241020025)	美方郡新温泉町千原 (別図 190のとおり)	土石流	別図190のとおり
丹土川 I (241020030)	美方郡新温泉町丹土 (別図 191のとおり)	土石流	別図191のとおり
高山南谷 II (241020044)	美方郡新温泉町歌長 (別図 192のとおり)	土石流	別図192のとおり
古賀谷川 II (241020045)	美方郡新温泉町歌長 (別図 193のとおり)	土石流	別図193のとおり
湯東谷 I (241020047)	美方郡新温泉町湯 (別図194 のとおり)	土石流	別図194のとおり
湯川 I (241020050)	美方郡新温泉町湯 (別図195 のとおり)	土石流	別図195のとおり
稲負谷川 I (241020052)	美方郡新温泉町湯 (別図196 のとおり)	土石流	別図196のとおり
稲負谷川 I (241020054)	美方郡新温泉町湯 (別図197 のとおり)	土石流	別図197のとおり
滝見ヶ原川 I (241020055)	美方郡新温泉町湯 (別図198 のとおり)	土石流	別図198のとおり
細田川 I (241020061)	美方郡新温泉町細田 (別図 199のとおり)	土石流	別図199のとおり
八日市川 I (241020063)	美方郡新温泉町井土 (別図 200のとおり)	土石流	別図200のとおり
井土北中谷 I (241020066)	美方郡新温泉町井土 (別図 201のとおり)	土石流	別図201のとおり
数久谷 I (241020070)	美方郡新温泉町歌長 (別図 202のとおり)	土石流	別図202のとおり
ササンベ川 I (241020073)	美方郡新温泉町熊谷 (別図 203のとおり)	土石流	別図203のとおり

長谷川Ⅱ (241020074)	美方郡新温泉町熊谷（別図204のとおり）	土石流	別図204のとおり
フタメ川(2)Ⅰ (241020077)	美方郡新温泉町熊谷（別図205のとおり）	土石流	別図205のとおり
南谷 (241020083)	美方郡新温泉町千谷（別図206のとおり）	土石流	別図206のとおり
徳原下 (241020084)	美方郡新温泉町竹田（別図207のとおり）	土石流	別図207のとおり
ブロ谷 (241020093)	美方郡新温泉町竹田（別図208のとおり）	土石流	別図208のとおり
鋳物ヶ谷 (241020094)	美方郡新温泉町湯（別図209のとおり）	土石流	別図209のとおり
長尾 (241020104)	美方郡新温泉町歌長（別図210のとおり）	土石流	別図210のとおり
境向 (241020105)	美方郡新温泉町熊谷（別図211のとおり）	土石流	別図211のとおり
横尾下モ (241020107)	美方郡新温泉町春来（別図212のとおり）	土石流	別図212のとおり
横尾 (241020108)	美方郡新温泉町春来（別図213のとおり）	土石流	別図213のとおり
庄谷川 (241020110)	美方郡新温泉町伊角（別図214のとおり）	土石流	別図214のとおり

（別図 1 から別図214までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成30年 8月 8日（水）から同月22日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課  
〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522—4
  - (3) 提出期限  
平成30年 8月22日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) マックスバリュ三田三輪店  
 所在地 三田市三輪四丁目1-13ほか
- 2 法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要
  - (1) 交通流の乱れ及び交通事故防止のための対策を講じること。
  - (2) 各種犯罪の発生防止に努めるとともに、特に深夜における青少年の非行防止と健全育成に配慮すること。
  - (3) 工事中は現場責任者を常駐させ、危険防止など必要な措置をとり、工事場所の内外を問わず不慮の事故を起こさないようにすること。
  - (4) 来店車両に起因する周辺道路の混雑により災害発生時に緊急車両への通行障害が発生しないようにすること。
  - (5) 駐車場出入口の前面道路が通学路に指定されているため、登下校時間帯における児童、生徒への影響を最小限とするための事故防止対策をとること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成30年7月31日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市米田町米田字北川46番、46番5、46番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
堺市南区竹城台4丁1番13-1403号  
下 浦 享
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年2月2日  
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-33号(29高砂)

**病 院 局 公 告**

**県立丹波医療センター(仮称)整備事業に係る太陽光発電事業者選定に関するプロポーザルの実施**

現在、整備を進めている県立丹波医療センター(仮称)における太陽光発電事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

平成30年 7月31日

兵庫県病院事業

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 趣旨  
 県では、県立病院の建替整備にあわせ、太陽光発電設備の導入を行っている。平成31年7月開院予定の県立丹波医療センター(仮称)において、県が提示する要件に従って、太陽光発電事業者を公募する。
- 2 事務局  
 兵庫県病院局企画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 電話(078)341-7711(代表) 内線3495、3446  
 F A X (078) 351-2883

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

### 3 事業場所

- (1) 施設名 県立丹波医療センター（仮称）
- (2) 所在地 丹波市氷上町石生
- (3) 構造規模 鉄骨造（免震構造）、地上7階及び塔屋2階

### 4 応募資格及び条件

- (1) 日本国内において、建設工事竣工後の建物に太陽光発電設備（定格出力40キロワット以上とする。）を高さ20メートル以上の場所に設置又は導入をした実績があること。
- (2) 申込者は、1者又は複数の事業者で構成するグループとするが、複数の事業者のグループにより提案する場合には、グループの代表者を定めること。
- (3) 申込者の構成員は、他の申込者の構成員になることはできない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続の申立てがなされたものでないこと。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税又は法人事業税等について滞納していないこと。
- (7) 兵庫県における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員に該当しない者であること。兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

### 5 提案を求める内容

- (1) 売電価格（キロワットあたりの単価（税抜））及び売電期間（12年間）  
※売電期間は、契約締結時に別途協議のうえ決定する。
- (2) 想定年間発電量及び総発電量
- (3) 事業計画（事業スキーム、県の採算性に対する考え方、契約終了時の対応及び特色等）
- (4) 設置工法、自然災害、近隣への配慮等の諸対策
- (5) 運転保守・維持管理の考え方及び体制
- (6) 関連産業への寄与及び地域貢献への取組
- (7) 発電能力に対する補償及び途中解約の対応

### 6 提案手続

#### (1) 募集要項の配布

##### ア 配布

##### (i) 配布期間

平成30年7月31日（火）から同年8月13日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (ii) 配布場所

上記2に同じ。

##### イ インターネットからのダウンロード

平成30年7月31日（火）から同年8月13日（月）まで  
URL [https://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3\\_147.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_147.html)

#### (2) 参加申込み

##### ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

##### イ 受付期間

平成30年8月6日（月）から同月20日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
郵送の場合は、平成30年8月20日（月）必着とする。

##### ウ 提出場所

上記2に同じ。

## (3) 質疑書及び回答

## ア 質問方法

所定の様式により行うこととし、事務局へ電子メール又はFAXによる送付とする。

## イ 受付期間

平成30年 8月 6日（月）から同月20日（月）まで

## ウ 回答方法

参加申込書提出者全員に電子メール又はFAXにより、平成30年 8月29日（水）までに回答する。

## (4) 提案書類受付

## ア 提出方法

持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成30年 8月30日（木）から同年 9月 5日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

郵送の場合は、平成30年 9月 5日（水）必着とする。

## ウ 提出場所

上記 2に同じ。

## エ 提出書類

募集要項に定める書類 10部

## 7 事業予定者の選定

## (1) 選定方法

県に設置する「県立丹波医療センター（仮称）整備事業に係る太陽光発電事業者プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

## (2) 事業予定者の決定

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を選定する。

## (3) 当選者の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書により通知する。

## 8 その他

## (1) 本公告及び募集要項の承諾

提案事業者は、参加申込書の提出をもって、本公告及び募集要項の記載内容等を承諾したものとみなす。

## (2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とする。

## (3) 提案書類に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (4) 詳細は、募集要項による。

## 警 察 本 部 公 告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年 7月31日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

## 1 落札に係る物品等又は役務の名称

交通管制センター上位装置賃貸借等

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通 5丁目 4番 1号

## 3 落札者を決定した日

平成30年 7月13日

## 4 落札者の名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 3番 2号

## 5 落札金額



8,751,348円（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成30年 6月 5日